

第3次長野県消費生活基本計画の策定について

くらし安全・消費生活課

1 策定の趣旨

今後の消費者教育を含む本県の消費者施策の方向性をまとめ、県民参加のもと、関係機関と協働して総合的な施策を推進するために策定する計画

複雑化する消費者トラブルから消費者の被害を防止し、自立を支援するために、消費者教育が重要であることから、長野県消費者教育推進計画と一体的に策定

2 次期計画の概要

(1) 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5か年間

(2) 計画の位置づけ

ア 長野県消費生活条例第3条（県の責務）の規定に基づく消費者施策を計画的に実施するために策定

イ 消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県消費者教育推進計画として策定

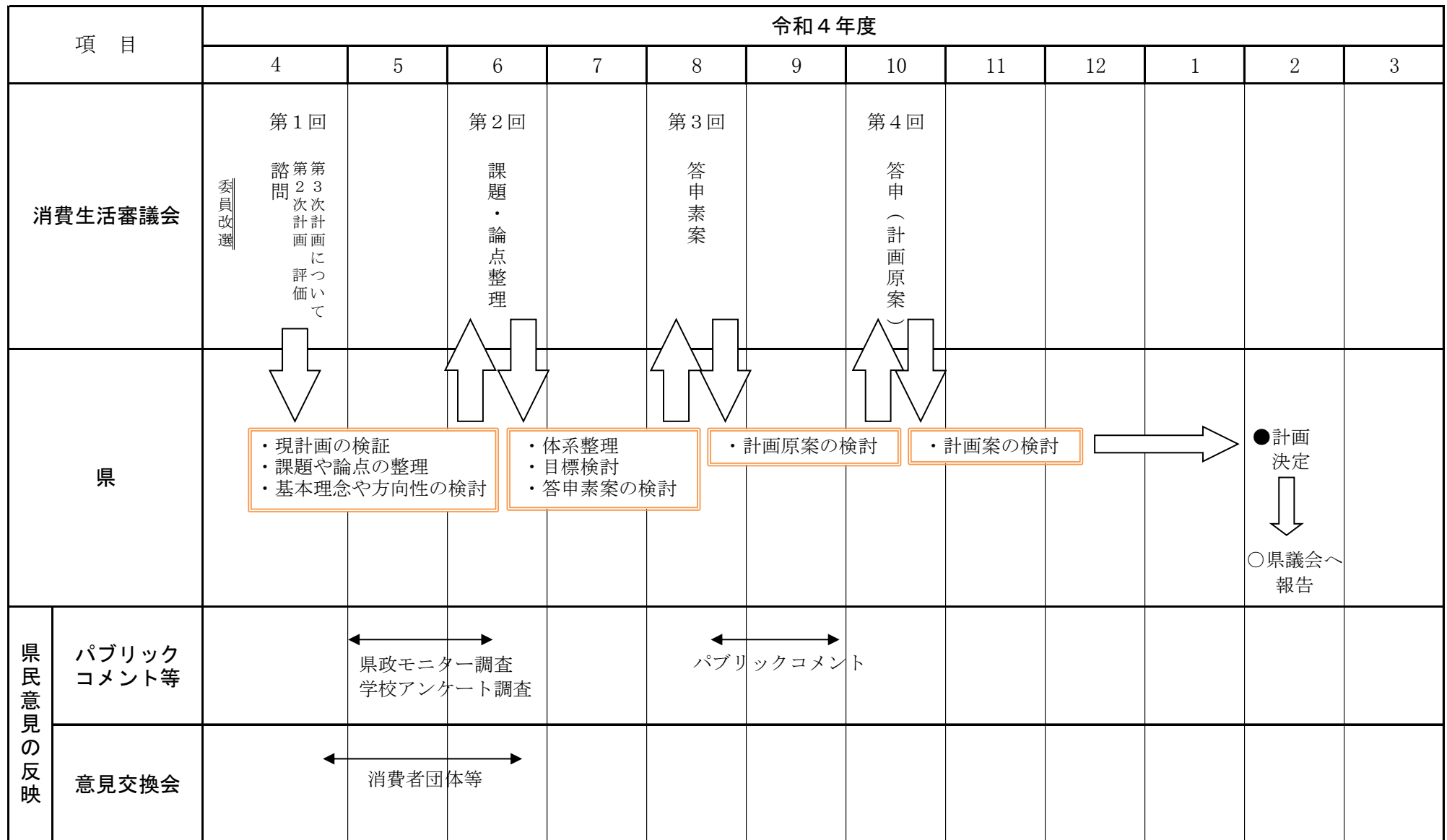
3 策定スケジュール

別添のとおり

4 第3次長野県消費生活基本計画策定に向けた現状と課題

別添のとおり

第3次長野県消費生活基本計画 策定スケジュール



第3次長野県消費生活基本計画策定に向けた現状と課題

現計画の基本理念・施策推進の基本方針

基本理念

すべての県民が消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、若年者を含めた積極的な「学び」を促進するとともに、県民参加のもと、消費者団体や事業者団体等、地域の多様な主体及び行政が、それぞれの能力を発揮して連携・協働しつつ、その利益の擁護と自立を図る「自治の力」を支援することにより、県民の消費生活の安定と向上を目指します。

また、長野県版エシカル消費（人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費）の推進に取り組み、SDGs における「持続可能な生産消費形態の確保」に資することを目指します。

基本方針

1 県民の安全・安心な消費生活の確保

商品・サービスの安全・安心の確保

物価の安定と情報提供

地域活性化・持続可能な社会の実現
(長野県版エシカル消費の推進等)

2 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導

適正な商取引の確保
(悪質事業者に対する指導、処分)
(不適切表示に対する立入検査、指導)等

3 あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成

消費者教育・啓発の推進
(消費者教育・啓発の推進)
(学校/地域/職域等における消費者教育)

消費者教育・啓発に係る体制人材育成
(消費生活サポーターの育成等)

4 県民の意見が反映された消費者行政の推進

特殊詐欺被害防止対策の推進

多重債務者対策の推進

透明性の確保
(消費生活審議会等の運営)
(消費者施策の公表)

県民意見の反映、消費者団体との協働

5 相談体制の充実・強化

県消費生活センターの機能強化

市町村相談体制の充実・強化

経済社会構造や生活様式の変化

- ✓人口減少と少子高齢化の進行
- ✓自然災害や感染症などの脅威
- ✓持続可能な社会への意識の高まり
- ✓新技術やデジタル化の加速
- ✓ライフスタイルや価値観の変化

消費者行政を取り巻く新たな課題

◆ ぜい弱な消費者の増加

- ・孤立、孤独化する高齢消費者の増加

◆ コロナ禍による新しい生活様式の浸透、デジタル関連消費の拡大

- ・巣ごもり消費の増加、デジタル関連の消費生活相談の増加や複雑化

◆ 自然災害等の発生

- ・自然災害等の発生時における悪質商法等の発生
- ・生活関連物資に関する迅速な情報提供の必要性

◆ 成年年齢の引き下げ、人生100年時代の到来

- ・若者に対する消費生活被害の未然防止対策や金融教育の充実
- ・世代に応じた消費者教育、啓発の必要性

◆ 電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害の発生

- ・手口の変化や、依然として発生する主に高齢者を狙った被害

◆ 持続可能で多様性と包摂性のある誰一人取り残さない社会の実現

- ・消費者や事業者によるSDGsやエシカル消費の推進

◆ 消費生活相談体制の充実・強化

- ・新たな消費活動や消費者教育に的確に対処する専門性
- ・専門性を有する消費生活相談員等の人材育成
- ・デジタル技術を活用した相談
- ・福祉部門など他分野との連携の促進

対応

検証

《次期計画》

現計画の検証を踏まえつつ、経済社会構造や生活様式の変化等に伴う新たな課題に的確に対応